# マージン率の公開資料

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、マージン率等について公開します。

## 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

| | |
|---|---|
| 拠点名称 | 株式会社ケイエステック |
| 拠点の所在地 | 東京都八王子市長沼町 1305-1　1F　A フロアー |

※直近の「6 月 1 日現在の状況報告」の記載の数

| 派遣<br>労働者数 | 派遣先<br>事業所数 | ①　労働者派遣の料金<br>（1 日 8 時間当たりの平均） | ②　派遣労働者の賃金<br>（1 日 8 時間当たりの平均） | マージン率<br>(① －②)÷① |
|---|---|---|---|---|
| 597 | 42 | 19,718 円 | 14,440 円 | 26,8% |

※マージン率とは

派遣先より株式会社ケイエステックに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの残額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

※マージンに含まれる費用

| | | |
|---|---|---|
| 社会保険料 | | 健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、<br>雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分 |
| 有給休暇費用 | | 年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません) |
| 会社運営経費 | 健康診断費用 | 一般健診及び生活習慣病予防検診の受診費用 |
| | 募集経費 | 派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)、<br>登録会場費 |
| | 就業管理費用 | 派遣労働者の就業に関する費用<br>（登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等） |
| | 営業費用 | 営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続き費用・事務所費・通信費等 |
| 営業利益 | | 労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、<br>会社運営費を差し引いた利益 |

## 2. 教育訓練に関する事項

・入社時導入研修　・安全衛生教育　・マナー研修　・実務研修
・日本語研修　・意識向上研修　・指導者研修　・組織管理研修

## 3. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か　：締結済み
・労使協定の有効期間の終期　：令和 9 年 3 月 31 日
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲　：製品製造・加工処理工(金属製品)、製品製造・加工処理工(食料品等)、製品製造・加工処理工(金属製品・食料品等を除く)、浴場・クリーニングの職業、飲食物調理の職業、選別・ピッキング作業員、その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業、その他の輸送の職業、機械組立工、清掃・洗浄作業員、包装作業員、看護師・准看護師、保健医療関係助手、施設介護の職業の業務に従事する派遣労働者